

地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図る
条例をここに公布する。

令和五年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十八号

地域デジタル社会の構築により県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を
図る条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 基本的施策（第九条―第十五条）

第三章 その他の措置（第十六条―第十九条）

附則

近年、急速な人口減少と少子高齢化が進展する中で、提供されるサービス、政策や制度等に個人が合わせるという、人口が増大していた時代のモデルが限界を迎えている。また、価値観や困りごとの多様化、地域コミュニティ等が担った公共的な機能の衰退等により、国が決めた画一的な施策を地域に展開するモデルは機能しなくなっている。

奈良県でも、人口減少と少子高齢化の進展は著しく、産業、教育、福祉、医療、交通等の多くの分野で課題を抱えている。特に、県の南部、東部等の地域での若年層の流出等が顕著になっている。

こうした社会変化に対応するためには、地域の住民や事業者等による、共助の精神の下での他者を思いやる活動を促進することや、価値観や個人が抱える課題が多様化する中で、一人一人に寄り添った、きめ細かで、包括的なサービスを提供すること、様々な関係者が相互に連携し、協働するネットワークを構築することなどにより、県民生活の向上と地域の持続的な発展を実現する新しい地域の発展モデルが必要である。

また、行政及び住民並びに事業者において、物理的な距離、組織や地域を越えて、社会変化を適時に認知し、意識して行動することが、社会変化の進展に対応した新しい地域の発展モデルを実現するためには重要である。

こうした取組において、デジタルの活用は必須である。デジタルは、時間や場所を越えてつながれる、人手をかけずに自動で大量に処理できる、情報を統計処理に活用でき

る、情報に基づくきめ細かな対応ができるといった特性を持つ。デジタルによるできる化を通じて、その強みを発揮させることが、新しい地域の発展モデルの推進に必要な不可欠である。

同時に、デジタル技術の地域社会への浸透により、地域社会や住民の生活等に様々な影響や課題が生じる。社会経済活動にデジタル技術が活用されるのに伴い、住民や事業者の行政に対する要求が高度化する。また、デジタル技術の進展により、機械と人が担う領域が変化する。さらに、デジタル技術が地域社会に浸透する際、地理的、身体的、経済的な制約によりその恩恵を十分に享受することが困難な住民等が生じるおそれがある。こうした影響や課題に的確に対応することが健全で活力ある地域社会の形成に必要な不可欠である。

こうしたことを踏まえると、市町村、準公共分野の団体、住民、事業者等と連携し、デジタルの特性や強みを生かして、新しい地域の発展モデルを推進すると同時に、デジタル技術の地域社会への浸透に伴う影響や課題に的確に対応することをビジョンとする地域デジタル社会を構築することで、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を目指す必要がある。

ここに、地域デジタル社会の構築に関する基本理念を明らかにしてその方向性を示し、地域デジタル社会の構築の取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地域デジタル社会の構築に関し、基本理念及び基本原則を定め、県の責務並びに事業者及び県民の役割を明らかにするとともに、地域デジタル社会の構築に関する基本的施策を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地域デジタル社会の構築 次条各号に掲げる事項を理念とするデジタル化された地域社会を構築することをいう。
- 二 デジタル技術 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク及び従来の処

理量に比して大量の情報の処理を可能とする先端的な技術をはじめとする情報通信技術をいう。

三 デジタル化 デジタル技術を活用すること又は活用している状態をいう。

四 デジタル人材 デジタル化に関する専門的な知識、技術を有する人材をいう。

五 クラウド化 インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機（入出力装置を含む。）を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術を活用することをいう。

六 準公共分野の団体 医療、福祉、教育、金融その他の分野で地域において公共的な役割を担う団体（国及び地方公共団体を除く。）をいう。

七 事業者 県内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体又は個人をいう。

（地域デジタル社会の構築）

第三条 県は、次の各号に掲げる事項を旨として地域デジタル社会の構築を推進し、もって県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を目指す。

一 人口減少及び少子高齢化の進展、県民の価値観及び困りごとの多様化、公共的な精神の衰退及び機能不全並びに問題の先進国化その他の社会変化に的確に対応するため、デジタル技術の特性及び強みを生かし、新しい地域の発展モデルを推進すること。

二 デジタル化を通じて、組織及び地域を越えた情報流通や知的交流の促進等を図り、もって組織や地域を越えた外部の動きに対する適時な認識及び社会変化を踏まえた行動を促すこと。

三 デジタル技術の地域社会への浸透に伴って生じる要求の高度化、人が担う領域の変化、情報格差の発生その他の影響や課題に対して必要となる対策を的確に行うこと。

（基本理念）

第四条 地域デジタル社会の構築に向けた取組は、県民の幸福な生活の実現と地域の持続的な発展を図るためにはデジタル技術の強みを生かして新しい地域の発展モデルを推進すること及びデジタル技術の地域社会への浸透に伴って生じる影響や課題に的確に対応することが必要不可欠であることに鑑み、県民の願い及び地域の課題解決を出発点として、次条に規定する基本原則に基づき、官民が緊密に連携及び協働して、行政及び家庭並びに経済のデジタル化、デジタル化による地域の社会課題の解決、デジ

タル技術の地域社会への浸透を踏まえた施策の実施、地域におけるデジタル人材の育成等を推進することを旨として、行わなければならない。

(基本原則)

第五条 県及び準公共分野の団体は、地域デジタル社会の構築に関する施策等を実施する場合には、別表の上欄に掲げる基本原則に基づき実施することとし、その内容は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 県は、市町村が実施する地域デジタル社会の構築に関する施策について、前項に規定する基本原則に基づき技術的な助言を行うものとする。

(県の責務)

第六条 県は、第四条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市町村、準公共分野の団体及び事業者と連携及び協働し、地域デジタル社会の構築に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を実施するに当たっては、業務の水準、内容及び手続の見直しを行い、デジタル化が最大の効果を上げるよう努めるものとする。

3 県は、全ての行政分野において、電子的方法を行政手続の標準的な方法とし、そのための所要の制度整備及び広報周知を行う。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、デジタル化が事業の生産性の向上等に必要不可欠であることに鑑み、県、市町村、準公共分野の団体及び他の事業者その他事業を行う団体又は個人と連携及び協働し、デジタル技術に関する理解の増進、デジタル化による経営等の変革及びデジタル化された行政手続の積極的な利用に取り組むよう努めるものとする。

(県民の役割)

第八条 県民は、基本理念にのっとり、地域デジタル社会の構築に主体的に参加しつつ、その恩恵を享受することが幸福な生活の実現に必要な不可欠であることに鑑み、デジタル技術に関する理解の増進、デジタル化された社会経済活動及びデジタル化された行政手続の積極的な利用に努めるものとする。

第二章 基本的施策

(行政のデジタル化の推進)

第九条 県は、行政のデジタル化を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるもの

とする。

- 一 行政手続のデジタル化
- 二 情報発信のデジタル化
- 三 業務のあり方の見直しを前提としたデジタル化による変革の推進
- 四 情報連携の基盤の構築及び運用による行政サービスの変革
- 五 データの活用等に基づく県事業の実施
- 六 その他の行政のデジタル化を推進するために必要な施策

（家庭のデジタル化の推進）

第十条 県は、家庭のデジタル化を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 健康、医療、救急及び防災分野のデジタル化の推進
- 二 県立系病院（公立大学法人奈良県立医科大学、地方独立行政法人奈良県立病院機構、南和広域医療企業団が運営する病院をいう。）の情報システムの開発又は更新時におけるクラウド化及び共同化
- 三 デジタル化による包括的な家庭及び子育てに係る支援
- 四 デジタル化による高齢者の困りごとの解決
- 五 その他の家庭のデジタル化を推進するために必要な施策

（経済のデジタル化の推進）

第十一条 県は、経済のデジタル化を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 事業者のデジタル化の支援
- 二 行政の補助金や給付金及び許認可等のデジタル化
- 三 オンラインを活用したリカレント教育（学び直しのための教育をいう。）の推進による良質な就労機会の拡大
- 四 建設業、林業及び農業分野の生産性の向上
- 五 その他の経済のデジタル化を推進するために必要な施策

（地域社会のデジタル化の推進）

第十二条 県は、地域社会のデジタル化を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

- 一 県の南部、東部等の地域におけるデジタル化

二 観光、文化及び食と農に係る地域の魅力の発信と地域交流の促進等のためのデジタル化

三 県民における情報格差の解消

四 県民のデータその他客観的かつ数理的な情報に基づく思考及び行動の促進

五 その他の地域社会のデジタル化を推進するために必要な施策

（社会経済のデジタル化を踏まえた基本的施策の策定等）

第十三条 県は、社会経済のデジタル化に的確に対応し、デジタル化による新しい地域の発展モデルを推進するため、教育その他行政全般の分野において、制度及び基本的施策の策定又は見直しを行おうとする場合には、地域デジタル社会の構築との関係及び地域デジタル社会の構築を推進するための措置等を明確化するものとする。

（庁内の業務環境の変革）

第十四条 県は、地域において良い人材を集め育成することを目指した良い職場づくりの推進に関する条例（令和五年三月奈良県条例第三十七号）に規定する基本理念及び基本的施策を推進するとともに、庁内の業務環境の変革を推進するため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

一 業務で用いるネットワーク環境をインターネットに直接接続できる環境への令和

七年度中の転換及び以降の継続運用によるインターネットとの接続環境を活用した

業務の変革並びに県庁の内外におけるコミュニケーション手段の変革

二 庁内の情報セキュリティ対策の推進

三 その他のデジタル化による庁内の業務環境の変革を推進するために必要な施策

（地域におけるデジタル人材の育成と活用）

第十五条 県は、地域におけるデジタル人材の育成と活用のため、次の各号に掲げる施策を講ずるものとする。

一 地域におけるデジタル人材の育成と良質な就労機会の拡大

二 県及び市町村の職員のデジタル化に関する知識及び能力の向上

三 その他の地域におけるデジタル人材の育成と活用のために必要な施策

第三章 その他の措置

（市町村との連携及び協働）

第十六条 県は、デジタル分野における県及び市町村間の連携と情報システムの共同利用により、市町村の人員又は財政的負担の適正化を図りつつ、市町村における住民等

の利便性向上と業務の効率化を図るため、次の各号に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 県が構築し、運用する情報連携の基盤の市町村への展開と連携支援
- 二 県及び市町村が加入する協議会等を活用した情報システムの共同構築及び運用
- 三 市町村のデジタル化に関する事業に係る情報の提供、助言による支援

(民間の人材の活用とネットワーク形成)

第十七条 県は、官民の組織や地域を越えた情報連携及び交流の促進に係る措置として、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 民間の人材の活用や民間団体とのネットワークの形成及び県の施策との連携
 - 二 最新かつ高度な専門知識や業務経験を有する外部人材の積極的な登用及び活用
- (奈良デジタル戦略の策定と県の推進体制)

第十八条 県は、前章の施策の総合的かつ戦略的な推進を図るための計画(以下「奈良デジタル戦略」という。)を定め、横断的かつ迅速に事業を推進しなければならない。

2 県は、奈良デジタル戦略を横断的かつ迅速に推進するため、知事をその長とし、部長等を構成員とする会議を設置し、毎年、その進捗状況について当該会議に報告し、公表しなければならない。

3 県は、地域デジタル社会の構築に関する施策を推進するための庁内における中心のかつ総合的な組織及び各部署において必要となる体制を構築して、全庁的に連携及び協働して取組を推進しなければならない。

(財政上の措置等)

第十九条 県は、基本理念に基づき、地域デジタル社会の構築に関する施策を推進する観点から、財政上、人事上及び組織上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、毎年度における予算、組織及び定員に関する調整を行う場合には、当該調整に係る措置を講じようとする所属における地域デジタル社会の構築に係る取組の状況を勘案しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている地域デジタル社会の構築に関する県の計画であつて、地域デジタル社会の構築に関する施策の総合かつ戦略的な推進を図るためのもものは、第十八条第一項の規定により定められた奈良デジタル戦略とみなす。

別表（第五条関係）

基本原則	内容
デジタルIDの普及・利活用	サービスや情報システムの整備・運用には、個人番号カード又は法人ID（行政手続等において手続を行う法人を認証するための仕組みをいう。）を積極的に活用し、県民等の利用者が本人であることを適切に確認し、官民をまたがる関係者間の円滑な情報連携により必要なデータ確認の簡略化・迅速化を図ること。
住民目線の仕組み	デジタル化したサービス、事業及び手続等は、それらを提供する行政機関等の事情ではなく、サービス等の受け手である利用者の視点に立つて、行政間で別々に担っている県民生活に関わる様々なサービスを、一括で手続を行い、関連するものも同時に処理ができるようにすることなど、利用者の利便性を第一に考えた仕組みとすること。
モバイル接点	デジタル化したサービスを提供する仕組みは、操作性や視認性に優れ、必要な情報が素早く入手可能となるよう利用者の立場を常に意識して、日常生活で使い慣れ、使い勝手の良いものであり、時間や場所を問わず利用できる携帯電話端末等を介して利用できるようにすること。
情報連携とシステムの共同化	情報システムの導入・開発・更新やデジタル化した事務の実施等に当たっては、民間事業者も含め、データの標準化や情報システム間の互換性の確保を図るとともに、組織を

	<p>越えた情報システムの共同化を図ること。</p>
<p>クラウド・バイ・ デフォルト</p>	<p>情報システムの導入・開発・更新やデジタル化した事務の実施等に当たっては、クラウド化を推進すること。</p>
<p>県・市町村・準公 共分野・民間の連 携・協働</p>	<p>地域の課題解決や県民及び事業者の利便性向上等には、県、市町村や準公共分野の団体、事業者の連携・協働が不可欠であることに鑑み、これを推進すること。</p>
<p>情報セキュリティ ・個人情報保護の 確保</p>	<p>個人情報を含めた行政や関係機関が保有するデータの漏えいを防止し、情報システムが正常に稼働し、行政サービスの提供に支障が生じないようにするため、適切な情報セキュリティ対策を講ずるとともに、関係機関が連携してセキュリティ事故発生時の対応に当たる体制を整備すること。また、情報システムの設計及び運用業務において、個人情報の保護に関する法令や県の条例等を遵守すること。</p>
<p>情報格差対策</p>	<p>住んでいる地域や世代等にかかわらず、デジタル技術の進展の成果を享受できるように、高度情報通信ネットワークの整備を推進するとともに、県民及び事業者におけるデジタル技術やその活用についての理解増進等に積極的に取り組むこと。</p>